

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 上下水道施設管理センター
指 摘	排水樋管地元協力員負担金について、協定書の定めでは、町内会等に保険加入を義務付けているところ、加入状況の確認を行わずに負担金を支出していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘を受け、監査対象年度である令和6年度以降における保険の加入状況について調査し、全団体が保険に加入していることを確認した。 また、令和8年度からは、町内会等に対し、保険加入手続完了後、速やかに保険証書等の写しを提出するよう求めることとした。 今後は、協定に基づく義務の履行確認を徹底してまいりたい。

監査委員の意見に対する回答

監査対象	上下水道局 浜黒崎浄化センター
意見	現在、浜黒崎浄化センターで発生する汚泥については、処分及び燃料化業務を民間事業者へ委託している。委託を受けた民間事業者は、産業廃棄物である汚泥と廃プラスチックを混合し、可燃ごみの焼却時に使用する「調合燃料」として製品化している。 一方、一般家庭等においては、令和6年4月以降、プラスチックを資源物として回収し、資源化を進めている。 こうした現状を踏まえ、浜黒崎浄化センターにおいて廃プラスチックを燃料化していることが、市の施策として妥当であるかどうかについて、十分に確認されたい。 また、「調合燃料」の使用がごみ焼却炉に損傷を与える可能性があることから、汚泥の処分方法について改めて検討されたい。
回答	富山地区広域圏事務組合のクリーンセンターでは、可燃ごみと一緒に下水汚泥由来調合燃料を助燃材として焼却しているが、この調合燃料に含まれる廃プラスチックは、「プラスチック資源一括回収」によるリサイクル処理の過程でプラスチック製品の原材料として再商品化できなかったものである。このことから、双方の取組みに食い違いが生じるものではない。 下水汚泥と廃プラスチックから成る調合燃料を可燃ごみと一緒に焼却させる取組は、富山地区広域圏事務組合が平成29年度から本格実施している事業であり、上下水道局は同組合からの依頼に基づき、調合燃料の原料として浜黒崎浄化センターの脱水汚泥を提供している。 なお、上下水道局としては、ごみの分別化の更なる推進による可燃ごみの減量等により「調合燃料」の需要が減少することも想定されることから、将来にわたり、安定かつ持続可能な汚泥処分方法について今後検討してまいりたい。